

令和5年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」に係る 受入集落募集要領

令和5年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」（以下、「伴走支援事業」という。）の実施に当たり、福島県では、「大学生の力を活用した集落復興支援事業」（以下、「大学生事業」という。）参加経験者等で構成されるグループ（以下、「グループ」という。）の受入集落を以下のとおり募集します。

1 目的

新しい視点や行動力、専門技術・知識等を持つ大学生が、集落と協働し、地域の活力向上を図る「大学生事業」への参加経験者等が、「サポート事業（過疎・中山間地域活性化枠）」（以下、「サポート事業」という。）の活用を検討または実施している集落に対し、これまでの経験を活かした事業の支援をすることで、より良い事業展開となることに加え、集落との絆をより強くし、集落の更なる活性化を図ることを目的とします。

2 実施する内容

- (1) グループによる集落活動のサポート事業活用に向けた伴走支援
集落がサポート事業を活用して取り組む以下の事業をグループ（概ね5～10名程度）が支援します。

- 集落等再生計画策定事業
- 集落等再生事業

※ 活動に当たり、グループへ宿泊場所の紹介・斡旋等をお願いします。

- (2) 活動報告会への参加

事業に参加した県内外のグループが、事業の成果を発表する活動報告会を開催します。（令和6年1～2月頃予定）

この活動報告会では、集落の方々や地域づくり活動実践者など幅広い県民の皆さんが集まり、発表内容について意見交換をしますので、参加をお願いします。

3 グループの活動時期

グループが受入集落と協議の上、活動時期を決定します。

4 募集集落数

福島県内の過疎・中山間地域にある12集落程度

5 応募資格

以下の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 福島県内の過疎・中山間地域にある集落（市町村における行政区、自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体）。
- (2) サポート事業の活用を検討または実施している集落。

- (3) 大学生の力を活用して集落の活性化を図る意欲があり、委託先であるグループを受け入れる体制を整えることができる集落。
- (4) 過去に、大学生事業でグループを受け入れたことがある集落。
- (5) 市町村からのグループ受入れに係る推薦があること。
- (6) 行政区長等が代表となっていること。

※ なお、前記規定の集落のうち、東京電力福島第一原子力発電所事故により警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域のいずれかに設定されたことがある地域の集落については、集落の住民の一定程度が避難している仮設住宅等を対象として、グループを受け入れることができます。

6 応募期間

令和5(2023)年4月21日(金)～令和5(2023)年6月9日(金)

7 受入集落の決定方法

- (1) 県への相談後、令和5年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」応募申請書〔集落用〕(様式第1号)に必要な事項を記入の上、提出してください。この応募書類により選考します。
- (2) グループは、「大学生事業」でマッチングしたグループが対象となりますので、当該グループからも応募があることが必要です。
- (3) 結果は、文書で通知します。

8 応募方法・問い合わせ先

グループの受入れを希望される場合は、以下のお問い合わせ先にご相談ください。

◇お問い合わせ先

福島県企画調整部地域振興課 菊地
郵便番号：960-8670
住所：福島市杉妻町2-16（郵送の場合、住所の記載は不要です）
電話：024-521-7114
FAX：024-521-7912
メールアドレス： tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

9 その他

- (1) 本事業の実施や活動報告会の参加に当たり、集落側に生じる必要な経費については、集落の負担となりますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 応募申請書〔集落用〕(様式第1号)の「市町村記入欄」には、グループ受入れに係る推薦理由等の記入を市町村に依頼してください。
- (3) 事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、以下に留意してください。
 - ① マスク着用は個人の判断が基本となりましたが、マスク着用が効果的な場面などでは引き続き着用することが推奨されます。
 - ② 一時的に場面に応じたマスク着用等の感染対策を求める場合があります。